

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 開催日時  | 平成 22 年 1 月 25 日(月) 10:00 ~ 11:20 |
| 開催場所  | 箕面市役所 本館 3 階 委員会室                 |
| 出席委員数 | 12 名                              |
| 傍聴者数  | 5 名                               |

1 任命式

- ・任命書交付
- ・部長挨拶

2 会長選出、会長代理指名

- ・会長は大阪学院大学の三輪先生、会長代理は京都府立大学の山川先生に決定。

3 報告案件（資料 3、資料 4 を使用し、事務局が報告）

- (1) 家庭ごみ・事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量の推移
- (2) 家庭ごみの排出量の推移
- (3) 資源化・減量の取り組み
- (4) 収集・処分・資源化等経費の推移
- (5) 今後の予定

【主な質疑応答】(資料 3、資料 4)

(会長)

ただいまの説明に対して、質問はありますか。

(委員)

2つ、お聞きしたい。資料3を拝見して、個々の現状については分かったが、24年度までの箕面市ごみ処理基本計画に基づく着地目標があると思う。その着地目標に対してどうなのか、分からないので、教えて欲しい。2つめは、資料3の6、7ページのところで、かん・びんが減少しているが、行政は、その理由をどのように考えているか。

(事務局)

全体の目標ということでは、ごみ処理基本計画の24年度の達成目標（減量・資源化率）がある。最大では、予測される量の46.9%、最少では34.6%である。平成10年度においては、ごみの量が増えており、したがって、その時点で予測すると上昇カーブの予測値になったわけだが、現実には、それほど上がる率ではなかった。それに加えて、皆さんの減量の努力、資源化の努力というのが重なった。

正式な数字は平成24年度しか出ないが、仮の計算をすることは可能である。あくまで仮の数字だとご理解いただきたいが、20年度で36%ぐらいではないかと思っている。大きな要因は、家庭ごみの減量が進んでいることである。20年度の目標というのはもともとないので、

無理矢理計算すると...ということをお願いしたい。

(委員)

24年度に目標数値があるわけだが、これには、人口を含めて、狂いがある。我々の場合だと、毎年、これぐらいに減量しようと今年の目標を立てて、そのための対策はこれがベターだ、と考える。目標数値に対する数字が伸びなかったら、修正を絶えずしていったって、毎年度の目標計画をたてて、それに対してどうかと検討をしないといけない。そのへんのことが、あまり理解できなかった。今の説明は、それはそれで納得する。

(事務局)

今の平成20年度のデータは、人口が予測値よりも減っていることを踏まえたうえで積算している。毎年毎年のことは、実施計画をたてている。

実は、基本計画というのは選択式になっていて、全てのことができると思っていない。そのときの事業所の状況であったり、景気の状況など様々な状況があって、もちろん行政の状況もあって、リソースをどこに振り向けていくかということ判断しながら、取捨選択をしていかざるを得ない。当然、やろうと思って、できていないことも多々ある。ただ、そのなかでも良い数字が出てきているので、私たちが思っている以上に、市民の皆さん、事業者の皆さん、許可業者の皆さん、再生資源業者の皆さんがたのご協力をいただいているのかなと思っている。

(会長)

2つめの質問、かんとびんが減った要因について回答願いたい。

(事務局)

かんにはアルミとスチールがあるが、今、問題になっているのは、アルミの抜き取りである。市が収集する前に、業者さんが取って行ってしまふ。これも一因かもしれない。また、アルミの市場価格が上がったため、例えば、自治会が独自にアルミかんを集めて業者さんと契約し収入を得るなど、自主的な集団回収みたいなことをされているところがある。

これだという回答はしにくいですが、抜き取り、そして、今、申し上げたような自治会、子ども会の自主的な売り払い、この2つが大きな要因ではないかと思う。

(委員)

ごみ収集の委託を受けている。アルミかんの抜き取りが圧倒的に多い。平成13年頃は、個人が多かったが、資源の高騰で非常に組織化をされた。我々、委託の社員とも何回かトラブルになり、何度も警察へお伺いした。委託収集が始まった段階でも、それまでに抜き取りされていた。本来なら、数値がもっと上がらないといけないが、平成15年以降でも、減っている。これは明らかに抜き取りが圧倒的で、市民さんが出されたアルミかんの半分以上を、業者さんが抜き取っていると思う。

(会長)

今のご意見について、あるいは、別の質問とかありますか。

(委員)

アルミのことを言われたが、紙類も減っている。抜き取り業者が箕面市に流れてきている。茨木市、高槻市とかが条例をつくって、商売が成り立たなくなった業者が流れてきている。そのため、集団回収の目方(重量)が減ってきている。まだまだ減る。トラブルの話が出たが、うちでもある。捕まえるのだが、警察を呼んでやったら、非常に時間がかかる。こちらの立場が弱いと思って、手を出せないと思って挑発してくる。

せっかく、集団回収の団体が増えているのに、目方（重量）が落ちている。普通は、団体が増えたら目方（重量）が増えるはず。普通の人子ども会に出してあげるわとか、協力してくれているのに、それを持って行かれる。何度も言っているのだが、箕面市も条例をつくったら良い。

（委員）

茨木とか、高槻とかのように、条例改正をして、だめということを決めれば、行政・警察が動けば、そういうものを逮捕できる。今、箕面は条例がないので、京都とか、茨木とかから、業者が押されてこちらに入ってきている。

市民のかたも、「なぜ、違う業者さんが持って行くのですか」と聞かれることがある。「我々も分からない」と言うが、逆に、箕面市から許可をもらっているとか、我々から許可をもらっているとか、そういうことを言って抜き取っていく者がいるので、困り果てている。警察に行っても、相談事としては受けてくれるけれども、それ以上になると、傷害・恐喝などになれば逮捕できるが、それ以上のことはできないと言われている。それで、常にトラブルの原因になる。

市民さんが、市のために出して、市も収入が増えているはずが減っているわけなので、そのところは考えないと。

（会長）

この件に関して、何かご意見ありますか。

（委員）

子ども会なのだが、集団回収ということで取っていただいているが、地域の色々な場所で行るので、知らない業者さんが抜き取っていくというのは問題になっている。（監視に）立てば良いということはあるが、一日中、立つことはできない。対策を考えて欲しいなあと思っている。迷惑防止とかで、できないか。

（会長）

事務局、どうですか。できることがありますか。次回までに整理するというだけでも良いが。

（事務局）

内部では、条例でやるということも視野に入れてやっている。その場合でも、罰則を入れる・入れないというように色々な方法がある。また、他市からは、条例をつくってもイタチごっこになるなど、色々な難しい問題があると聞いている。また、アルミかんを抜き取られる損失を取り戻そうとして体制を組むと、実は、その方が、コストがかかってしまう問題もある。そういったことも含めて、なかなか、結論を出せていないのが現状である。

また、集団回収のお話が出たが、市からは報償金を出して支援させていただいているが、基本的には、民・民の契約であり、市がどうするのかということについては、限界を感じる場所である。今のところ、対応策として明確に申し上げることはできないが、課題としては認識しており、どういう体制をとるのが全体としてベストなのか、引き続き、考えさせていただきたいと思っている。

（会長）

現場では、明日にでもその答えを出していくべきことかもしれないが、色々な問題もあり、検討中という答えである。

(委員)

コストはかかると思うが、もっと、犯罪的なことが増えたら、市が責任をもつのか。犯罪が起きないということは、まずない。もっと増える。

(委員)

抜き取り行為を業として認めているのか。

(事務局)

認めているわけではない。

(事務局)

整理させていただくと、ごみの抜き取りについては、いろんな課題がある。まず、どこの財産物であるか、あるいは無主物であるとかの見極めが必要である。リアルなことでいうと、警察に行って、この行為で摘発できるかを問い合わせると、かなりの事実を重ねないと、警察は摘発できないという状況がある。単純に窃盗行為であれば、それでやっていただけるはずだが、警察は、そう簡単に動かない。つまり、警察はその状況を窃盗と見ていない。あるいは、判断がはっきりしていない。行政側としては、様々な考え方があって、市の収集ルートにのっていないからダメという言い方もあるし、完全に市の所有物にしてしまって、窃盗であるということも可能かもしれない。ただ、市の所有物にしてしまうと、所有物の管理者としての市の責任が生じてくる。現在の状況が良いとは全く思っていないが、それをクリアするためには、かなり、様々なことを検討して、一番、良い方策を考えるしかないと思っている。

そのため、色々なところに相談をかけている。箕面警察、大阪府警にも行っている。現場で取っていただいているかたは遅いなあとと思われるかもしれないが、ひとつひとつ、検討していきたいので、もうしばらく、お時間をいただきたい。

(委員)

市民は、誰にとってもらおうとしているのか。要は、リサイクルのため、市に収集してもらうために出している。抜き取り業者のために出しているわけではない。

(委員)

私が質問させていただいた理由は、単純である。13年間、山でごみの清掃活動をしているが、びん・かんは減っていない。それなのに、なぜ、データでは減っているのだろうと思った。

この抜き取りの問題は、もっと後で議論することになると思うのだが、個々の問題としてではなく、トータルとして、どうやって循環させていくか、減量させていくかを含めて検討すべきであると思う。そして、そのトータルとしての検討が、この会のタスクだろうと思っている。

(会長)

本日のところは、重要な課題であるという認識をして、前に進めさせていただきたい。ほかに、質問・ご意見等はないか。

(委員)

事業系ごみの量が減っているということだが、景気の後退ということは、私たちが承知しているが、資料のなかに「平成18年度から開始している適正分別を目的とした搬入チェック等の取り組みによる影響も考えられる」とあるが、このことを具体的に説明してほしい。

(事務局)

環境クリーンセンターでは、産業廃棄物を受入していない。一般廃棄物を受入している。今まで、産業廃棄物が混ざっていた部分があり、搬入チェックをして、混ざっていた産業廃棄物

があると、これは適正処理をお願いすることになる。それが、排出事業者さんに伝わって、適正に分別いただくことで、産業廃棄物が減っているのではないかと考えている。そのほか、「等」を書いているのは、資料後半に書いていたけれども、大規模小売店舗、多量排出事業所に減量計画書を書いていただいたり、直接会社に訪問して、適正処理をお願いするとか、そういった活動をさせていただいているので、そのぶん、適正な形で一般廃棄物の搬入ということで、量が減っているのではないかとということである。

(委員)

箕面市のごみ有料化がされるとき、その当時の市の責任者のかたと、事業系一般廃棄物の適正処理について、俗に言う「みなし一廃」、疑わしいものについては、継続して収集しても良いということで平成16年に聞いている。それはご存じないか。

(事務局)

知らない。

(委員)

何が言いたいかということ、大きな事業所、例えば、毎月5tの排出をするところであれば、設置義務はないが、産業廃棄物の置き場を作るなどの対応ができる。しかし、中小零細のところでは、例えば、この携帯電話を産業廃棄物とすると、箕面市で処理できず、産廃処理してください、ということになれば、仮に、大口であれば、8立方メートルとか、4tとか集める場所があるが、小さい事業所にはない。例えば、ボールペン1本で話をすると、それでも契約を結んで産廃処理をしないといけないのか。適正処理ということは、マニフェストがいると法律で決められている。チェックがあったときに、これが一本、産業廃棄物としたら、クリーンセンターに搬入はできない。マニフェストをおこして適正処理をしなければならないのか。

(事務局)

適切な回答になるかどうか分からないが、一般廃棄物の処理については、市町村に責任がある。産業廃棄物については、市の一般処理場で処理する場合には、明確に謳わないと処理できない。あるいは、そういうものが処理できるという前提でつくられたものでないと処理できないということがある。法自体に問題があるかもしれないが、しかし、行政としては、法にのっとって整理して分別をして、適正に排出いただくことをお願いする必要がある。委員が言われている細かな部分は、箕面市だけでなく、全国で悩まれていることだと思う。しかし、行政としては、法律によって、条例によって動いている以上、そこに足を置いてやっていかねばならないという部分がある。

(会長)

なぜ、減っているのかということについては、分析する必要があると思うが、循環型社会の形成という問題のなかの課題の一つとして、認識できた。関連するデータがでてくるのであれば、今後、精査していただくということにしたい。

その他、質問はないか。なければ、閉会する。

- 次回の予定を事務局が説明し、閉会 -